

消防からのお知らせ

1 ガソリン等の貯蔵・取扱いの留意事項について

ガソリンなどの危険物の取扱いについて、次の事項等に留意して行っていただきますよう宜しくお願いします。

(1) ガソリンの火災危険性

- ◆ ガソリンは引火点が約 -40°C と低く、可燃性蒸気は空気より重いいため床面に沿って広範囲に拡大する特性を有している。
- ◆ タンクや金属製容器等の開口部が開いていたり、ガソリンが漏れいすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があります。

(2) 金属製容器の保管時の注意事項

- ◆ ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを行ってください。



- ◆ 火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管してください。

(3) ガソリンを注油する際の注意事項

- ◆ ガソリンの漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、容器を開く前に圧力調整弁を操作するなど、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱ってください。
- ◆ 発電機の稼働中には絶対に注油しないでください。
- ◆ 特に夏季は、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなりますので、吹きこぼしが起こらないように注意してください。

(4) ガソリン携行缶へのシールの貼付について

※現在、販売されているガソリン携行缶にはこのような注意事項が表示されたシールが貼られています。お持ちのガソリン携行缶で、注意表示シールが貼られていないものについては、ガソリンスタンド等において注油等の機会に貼付するようにしてください。



2 火気器具を使用する屋台等の留意事項について

- (1) 屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れなどの劣化がないか点検をしてください。
- (2) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性のよい場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。

※爆発事故を防ぐには

- (1) 鍋の空焚きをしないこと。
- (2) 夏の浜辺等での炎天下では使わないこと。
- (3) カセットコンロを覆うような鍋、鉄板等は使わないこと。
- (4) 炭の火おこしはしないこと。
- (5) セラミックなど輻射熱（放射熱）を発生する器具は使わないこと。
- (6) 使用後は必ずボンベを外しておきましょう。

○ガソリンスタンドを運営される皆様へ

下記の点を従業員等、直接販売するものへ周知徹底を図り、ガソリン携行缶への容器詰め替えにご注意をお願いします。

- (1) ガソリンスタンドは、自動車等の燃料タンクに直接給油することを目的とした施設です。
- (2) ガソリンを1日あたり総量200ℓ以上容器に入れることはできません。
- (3) 携行缶で詰め替える場合は、消防法令の基準に適合した容器であるか確認してください。
- (4) 容器の容量を確認したうえで販売してください。
- (5) セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできないため、利用客が自らガソリンを入れることがないように、十分監視するようにしてください。